

# LIBOR利用状況調査 結果概要

2023年9月29日  
金融庁・日本銀行

# LIBOR公表停止の概要

- ロンドン銀行間取引金利（London Interbank Offered Rate。以下、「LIBOR」という。）については、パネル行が呈示するレートを一定の算出方法に基づき算出するLIBOR（以下、「パネルLIBOR」という。）は、2023年6月末のドルの一部テナーの公表終了をもって、全ての公表が停止された。
- 市場データを用いて算出する擬似的なLIBOR（以下、「シンセティックLIBOR」という。）については、ポンド（3か月）とドル（1か月、3か月、6か月）が公表されているが、それぞれ2024年3月末と同年9月末に公表が停止される予定。
  - ✓ その他通貨・テナーのシンセティックLIBORについては、公表停止済。

通貨	テナー（期間）	パネルLIBOR 公表停止日	シンセティックLIBOR				
			公表開始日	公表終了日			
円	翌日、1週間、2か月、12か月	2021年12月31日	(公表なし)				
	1か月、3か月、6か月		2022年1月4日	2022年12月31日			
ポンド	翌日、1週間、2か月、12か月		(公表なし)				
	1か月、6か月		2022年1月4日	2023年3月31日			
	3か月		2022年1月4日	2024年3月31日			
スイスフラン	翌日、1週間、1か月、2か月、 3か月、6か月、12か月		(公表なし)				
ユーロ							
ドル	1週間、2か月				2023年6月30日	(公表なし)	
	翌日、12か月						
	1か月、3か月、6か月		2023年7月3日	2024年9月30日			

# 調査概要

調査基準日	2023年6月末
調査対象先	<p>計279先</p> <p>主要行等 9先 (みずほ銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、三菱UFJ信託銀行、みずほ信託銀行、三井住友信託銀行、SBI新生銀行、あおぞら銀行)</p> <p>地域銀行 100先</p> <p>その他の銀行等 40先 (主要行等に含まれない信託銀行8先、新形態銀行等13先、外国銀行支店16先、信金中金、農林中金、ゆうちょ銀行)</p> <p>証券会社 33先 (国内19先、外国14先)</p> <p>保険会社 97先 (生保42先、損保55先)</p>
主要調査項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>2023年6月末をもって公表が停止されたドルLIBORを参照する契約の規模、移行対応状況</li> <li>シンセティックドルLIBORを利用、または利用可能性がある契約の規模</li> </ul> <p>(注) 2023年7月以降の調査回答時点でシンセティックドルLIBORを利用している場合には、各金融機関の任意の時点を基準日として調査。</p>

## 【2023年6月末をもって公表が停止されたドルLIBORからの移行対応】

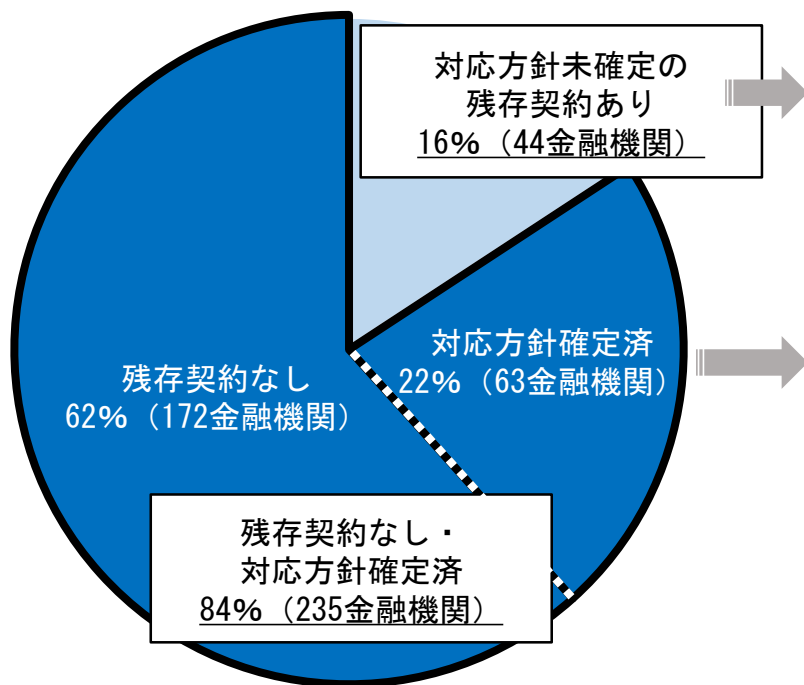
- パネルドルLIBOR参照契約の移行対応は概ね完了した。
  - ✓ 2023年6月末時点でフォールバック<sup>(注)</sup>条項が未導入の残高・契約件数は、前回調査時点（2022年12月末）対比で、運用（貸出等）、調達（預金・債券等）、デリバティブともに大幅に減少した。
  - ✓ 2023年6月末時点でフォールバック条項が未導入の契約についても、大部分の金融機関において、2023年7月以降の初回の金利更改日までに代替金利指標への移行に契約当事者間で合意しているなど、既に対応方針は確定していることが確認された。
- シンセティックドルLIBORの利用については、契約当事者間の合意形成までの一時的な利用となるなど限定的であることが確認された。

(注) フォールバックとは、LIBORの恒久的な公表停止後に参照する金利（フォールバック・レート）を、契約当事者間で予め合意しておくことをいう。

# ドルLIBOR参照契約の移行対応状況

- 2023年6月末時点のドルLIBOR参照契約の移行対応状況をみると、8割超の金融機関において、残存契約（注1）を有していない、あるいは契約当事者間の合意等により既に対応方針を確定（または追加対応は不要と判断）しており、移行対応は概ね完了した。
- 残りの金融機関では、2023年7月以降の初回金利更改日まで相応の期間があり、顧客の意向等から対応方針が確定していない残存契約を有するものの、契約当事者間で移行対応の必要性について認識を共有し、初回金利更改日までに契約当事者間での調整が完了するよう交渉を継続している。

## 2023年6月末時点における移行対応状況



## 対応方針未確定の残存契約の主な概要

- 2023年7月以降の初回金利更改日まで相応の期間のある契約において、顧客等から金利情勢等を見極めたいとの意向が示されている。
- シンジケートローンを中心に、契約当事者が多く合意に時間を要している契約において、代替金利指標やスプレッド調整方法が具体的に決まっていない。

## 対応方針確定済（または追加対応不要）契約の主な概要

- 2023年7月以降の初回金利更改日までに、代替金利指標に移行することについて契約当事者間で合意している。
- 発行体が期限前償還権限を行使しない場合にのみドルLIBORが参照される債券等について、同権限の行使が予定されている。
- 米国連邦法（注2）の適用を予定している。
- 暫定的にシンセティックドルLIBORを利用することを予定している（利用が見込まれる契約の詳細は、P6参照）。

（注1）残存契約には、フォールバック条項未導入契約のほか、修正アプローチによるフォールバック条項導入契約を含む。なお、フォールバック条項とは、フォールバック条項導入時に単一またはウォーターフォールで定まる代替金利指標のいずれかを特定する場合には、「ハードワイヤードによるフォールバック条項」、それ以外の場合には「修正アプローチによるフォールバック条項」をいう。

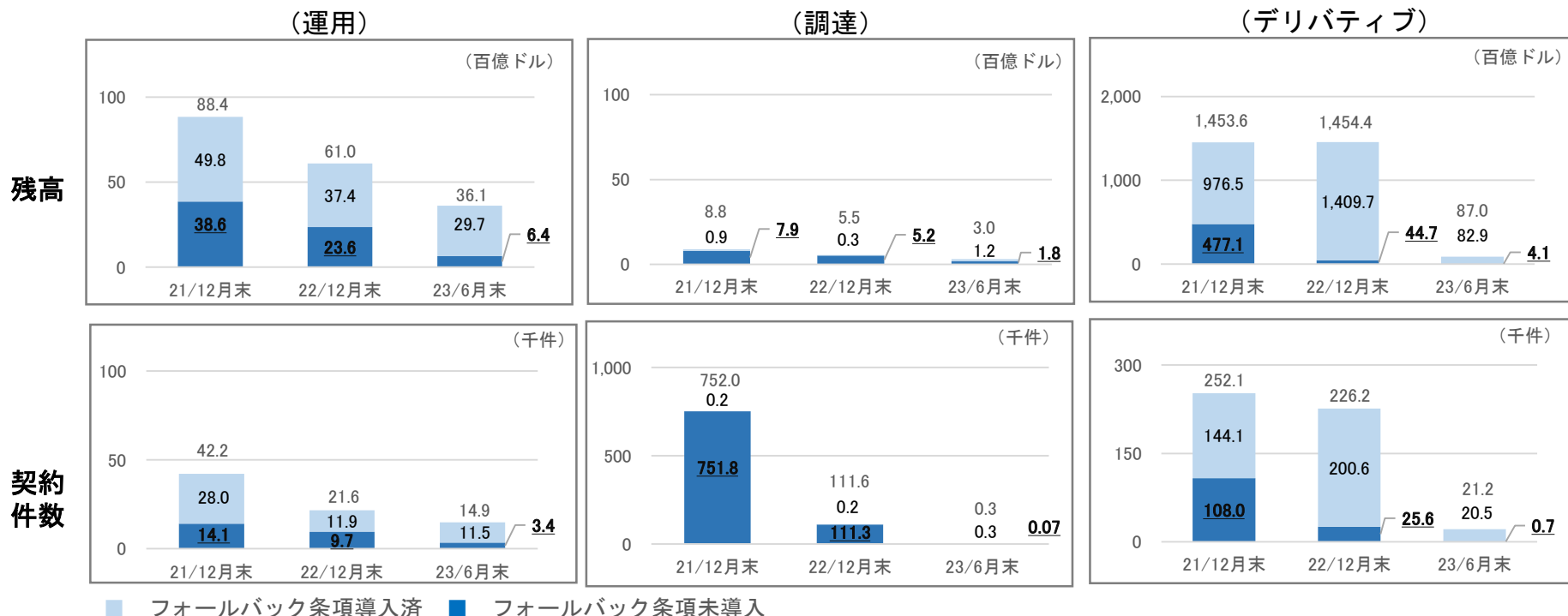
（注2）米国では、2022年3月に連邦法（LIBOR Act）が制定され、米国法に準拠した「タフレガシー」契約において、ドルLIBORからの金利変更を行う統一的なプロセスが確立された。

<https://www.federalregister.gov/documents/2023/01/26/2023-00213/regulations-implementing-the-adjustable-interest-rate-libor-act>

# ドルLIBOR参照契約の規模（残高・契約件数ベース）

- 調査対象金融機関全体のドルLIBOR参照契約のうち、フォールバック条項が未導入の残高・契約件数（2023年6月末）は、2022年12月末対比で、運用、調達、デリバティブともに大幅に減少した。
  - ✓ 2023年6月末におけるドルLIBOR参照契約のうち、フォールバック条項が未導入の残高・契約件数は、運用が6.4百億ドル・3.4千件、調達が1.8百億ドル・0.07千件、デリバティブが4.1百億ドル・0.7千件であった。
- フォールバック条項が未導入の契約においても、殆どの契約で、契約当事者間の合意等により既に対応方針が確定（P 4 参照）しており、移行対応は概ね完了した。

ドルLIBOR参照契約（翌日、1か月、3か月、6か月、12か月）の残高・契約件数とフォールバック条項の導入状況（注）



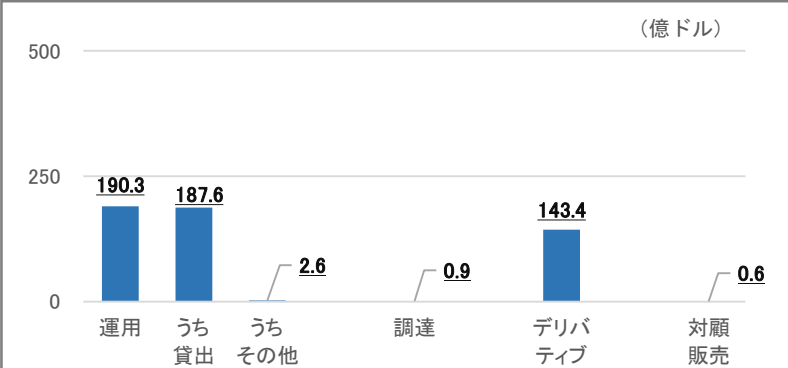
（注） 2021年12月末及び2022年12月末の計数は、調査時点において満期が2023年6月末を越える契約の計数。

# シンセティックドルLIBORの利用可能性がある契約

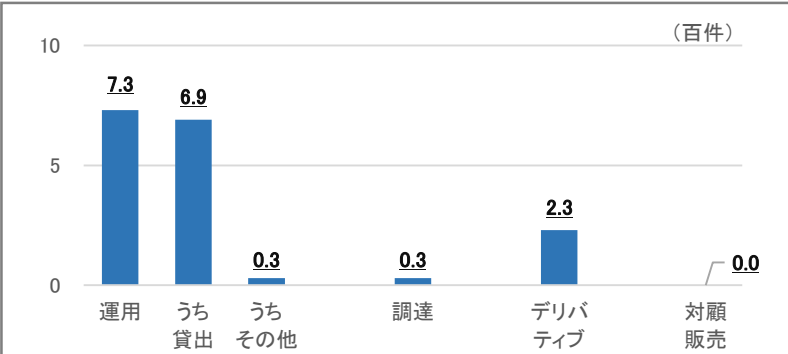
- 調査対象金融機関のうち39金融機関において、調査回答時点にてシンセティックドルLIBORを利用している、または今後利用する可能性があることが確認された。
- 利用可能性があるとして回答した金融機関においても、契約当事者間の合意形成までの一時的な利用など、限定的に利用するとの回答先が大半を占めている。

シンセティックドルLIBORの利用可能性がある契約 (注)

残高



契約件数



シンセティックドルLIBORを利用する主な背景

- 主に欧州において海外金融機関がエージェントを務める貸出案件で、代替金利指標やスプレッド調整方法の合意に時間を要する契約について、契約当事者間の合意形成まで一時的にシンセティックドルLIBORを利用する。
- シンセティックドルLIBORが公表停止となる2024年9月末までに契約期間が満了する契約について、契約当事者間の合意の下、シンセティックドルLIBORを利用する。
- 対応方針未確定の契約について、初回金利更改日までに契約当事者間での調整が完了できなかった場合に、一時的にシンセティックドルLIBORを利用する可能性がある。

(注) シンセティックドルLIBORを利用している、または今後利用する可能性があるとして金融機関が回答した契約。なお、利用する可能性がある契約件数を含むことから、実際の利用件数とは異なる場合がある。

# 調査結果を踏まえた今後の対応について

## 金融機関に求められる今後の対応

### 2023年6月末をもって公表が停止されたパネルドルLIBORからの移行対応

- 一部の残存契約に対する適切な管理や移行対応関連の事務手続など、公表停止以降に必要な適切な対応を、2023年7月以降も計画的に実施していくことが求められる。特に、対応方針未確定の残存契約を有する金融機関においては、2023年7月以降の初回金利更改日までの期間を意識した、適切な対応が求められる。

### 2024年9月末公表停止予定のシンセティックドルLIBORからの移行対応

- シンセティックドルLIBORを利用する場合には、2024年9月末までの時限的措置であることに留意しつつ、適切な顧客対応と代替金利指標への移行対応を計画的に実施していくことが求められる。

## 利用状況調査の総括、金融庁及び日本銀行の今後の対応

- 今回調査を含む過去5回の利用状況調査を通して、LIBORからの移行対応の全般が概ね完了したことを確認した。
- ただし、一部の金融機関については、2023年6月末をもって公表が停止されたパネルドルLIBOR参照の対応方針未確定の残存契約、及び2024年9月末に公表停止が予定されているシンセティックドルLIBOR参照契約を有しており、当該金融機関の移行対応について、金融庁及び日本銀行は、引き続き連携してモニタリングを通じて確認するとともに、その状況に応じた対応を金融機関に求めていく。



**【別添資料】**

# 【別添】 ドルLIBOR参照契約の規模（業態別） — 詳細 —

	全業態											
	主要行等		地域銀行		その他の銀行等		証券		保険			
	残高	契約件数	残高	契約件数	残高	契約件数	残高	契約件数	残高	契約件数		
<b>運用</b>	36.1	14.9	22.2	5.2	2.8	1.6	7.4	1.6	0.2	0.9	3.3	5.5
FB条項導入済	29.7	11.5	18.7	4.1	1.7	1.2	6.0	0.4	0.2	0.6	2.9	5.0
<b>うち貸出</b>	24.2	7.8	20.0	4.7	2.0	1.1	1.1	0.4	0.0	0.0	0.9	1.5
FB条項導入済	19.3	5.9	16.5	3.6	1.0	0.8	0.7	0.2	0.0	0.0	0.8	1.2
<b>調達</b>	3.0	0.4	1.7	0.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	1.2	0.0
FB条項導入済	1.2	0.3	1.2	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0
<b>うち債券</b>	1.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.1	0.0
FB条項導入済	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
<b>うち保険商品</b>	0.0	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0	0.0
FB条項導入済	0.0	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-	0.0	0.0
<b>デリバティブ</b>	87.1	21.2	49.1	12.1	1.0	0.5	2.5	0.5	33.4	7.8	0.8	0.1
FB条項導入済	82.9	20.5	45.7	11.6	0.8	0.4	2.5	0.5	32.8	7.7	0.8	0.1
<b>対顧販売</b>	1.0	14.4	-	-	-	-	-	-	1.0	14.4	-	-
FB条項導入済	0.2	3.0	-	-	-	-	-	-	0.2	3.0	-	-

(注1) 計数の単位は残高：百億ドル、契約件数：千件。

(注2) 2023年6月末に公表が停止されたドルLIBORのテナー（翌日、1か月、3か月、6か月、12か月）を集計。

(注3) 「FB条項導入済」とは、ハードワイヤードまたは修正アプローチによるフォールバック条項が導入されている契約が対象。

(注4) 一部の調査対象先においては、概数として提出のあったものを集計。

(注5) 貸出はコミットメントラインを含む。

(注6) デリバティブの残高は想定元本ベース。

(注7) 保険商品は保険会社のみ調査対象。対顧販売は証券会社のみ調査対象。